

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業  
業務請負 募集要領

1. 件名

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業 まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業に係るシステム設計・開発 業務請負

2. 概要及び目的

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業において、(株)まちづくり松山は、松山中央商店街に、共通ポイントシステムを含むキャッシュレス決済環境を整備することにより、商店街の利便性・回遊性の向上を図り、外国人観光客を含む消費者の誘客を促進することとしている。本設計・開発では、地域性に柔軟に対応し拡張性を持たせた共通ポイントの発行・管理システムの開発と、保守管理システム、端末を利用したキャッシュレス決済データの収集・分析システムの開発、別途導入する汎用的な地域電子マネーシステムで管理する残高を端末に照会・表示させるための開発等を行う。開発したシステムは(株)まちづくり松山で独立運営することを目的とする。

3. 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間

契約締結日から平成31年3月10日まで

5. 履行場所

大街道・銀天街・まつちかタウンおよび周辺地域

（松山市大街道一丁目、大街道二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、湊町五丁目他）

6. 契約方法

公募型見積提案

7. 提案限度価格

178,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

#### 9. 募集要領等の配布

- (1) 期間 平成30年10月3日（水）から平成30年10月17日（水）まで
- (2) 場所 愛媛県松山市大街道一丁目3番3号  
株式会社 まちづくり松山 担当：松本
- (3) 配布方法 配布場所で直接受取る、又はまちづくり松山ホームページよりダウンロードすること。＊配布時間は10時～17時（土日、祝日を除く。）  
ホームページアドレス<http://machi-matsuyama.com/>

#### 10. 選考方法

見積提案を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって提案した者を受託者候補とする。

#### 11. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成30年10月17日（水）17時（必着）
- (2) 提出書類 「14. 提出書類1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出場所 〒790-0004  
愛媛県松山市大街道一丁目3番3号  
株式会社 まちづくり松山 担当：松本  
TEL：089-998-3533
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
＊持参の場合は10時～17時（土日、祝日を除く。）

## 1 2. 募集要領に関する質問・回答

### (1) 受付期間

平成30年10月3日(水)から平成30年10月17日(水) (17時まで)

### (2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・訪問・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに受け付けるものとする。

メールアドレス：machi-m.1@tau.e-catv.ne.jp

### (3) 回答及び公表

質問の回答は、参加表明者全員に電子メールで回答する。

## 1 3. 提案書等の提出

(1) 提出期限 平成30年10月17日(水) 17時(必着)

(2) 提出書類 「14. 提出書類6」の書類を提出すること。

(3) 提出部数 正本1部・副本1部

(4) 提出場所 〒790-0004

愛媛県松山市大街道一丁目3番3号

株式会社 まちづくり松山 担当：松本

TEL：089-998-3533

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

\*持参の場合は10時～17時(土日、祝日を除く。)

## 1 4. 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書(様式1)	印鑑は実印を押印すること(法務局が証明する代表者の印鑑)。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明を提出するために押印した実印の証明書(発行後3カ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後3カ月を超えないもの)
4	会社概要書(様式2)	
5	経営状況等調査票(様式3)	
6	見積提案書(様式自由)	A4サイズで様式自由。会社の実印を押印したもの。ただし、業務毎の内訳書を添付したものを提出すること

## 19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして株式会社まちづくり松山が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、(株)まちづくり松山が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

## 20. 留意事項

- (1) 本見積提案に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、(株)まちづくり松山から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本見積提案は優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 21. 事務局

〒790-0004

愛媛県松山市大街道一丁目3番3号

株式会社 まちづくり松山 担当：松本

TEL：089-998-3533

(様式1)

平成30年 月 日

## 参加表明書

(提出先)

株式会社まちづくり松山

住所(所在地)

商号又は名称

氏 名

印

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業 まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業に係るシステム設計・開発の提案募集について、募集要領に定める事項を承諾し、参加を表明します。

なお、募集要領における参加資格要件を全て満たしていること並びに提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1. 業務委託名

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業 まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業に係るシステム設計・開発業務請負

#### 【連絡先】

所属部署 :

担当者 :

電話番号 :

メールアドレス :

平成30年 月 日

## 質問書

(提出先)

株式会社まちづくり松山

所在地 :

商号又は名称 :

担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業 まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業に係るシステム設計・開発の提案募集に関し、質問がありますので提出します。

質問項目	質問内容

質問書の返答先

商号又は名称	
担当部署	
電話・FAX番号	
メールアドレス	

(様式2)

## 会社概要

### 1. 申請者等

本社 情報	(フリガナ)	
	商号又は名称	
	本社所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	代表者氏名	
担当者 情報	支店・営業所名	
	所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	契約締結権限等の委任	有・無

### 2. 業務内容

業務内容	
------	--

※必要に応じてパンフレット等を添付すること

(様式3)

## 経営状況等調査表

### (1) 営業年数

営業年数	創業年数 (元号)	年 月 ( 年間)
------	-----------	-----------

### (2) 業務ごとの売上高表

業務	直前1年度決算	直前2年度決算
	千円	千円
合計	千円	千円

### (3) 従業員数

	会社全体	松山市内の事務所に所属している従業員
従業員数	人	人

### (4) 自己資本率

	A自己資本	B総資本	$A \div B \times 100$ (少数点第1位以下切捨て)
自己資本率 (直前決算時)	千円	千円	%

※千円未満切り捨て

### (5) 流動比率

	A流動資産	B流動負債	$A \div B \times 100$ (少数点第1位以下切捨て)
流動比率 (直前決算時)	千円	千円	%

※千円未満切り捨て

## 平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業

### まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム 整備事業に係るシステム設計・開発 仕様書

#### 1. システム設計・開発の目的

本設計・開発では、地域性に柔軟に対応し拡張性を持たせた共通ポイントの発行・管理システムの開発と、保守管理システム、端末を利用したキャッシュレス決済データの収集・分析システムの開発、別途導入する汎用的な地域電子マネーシステムで管理する残高を端末に照会・表示させるための開発等を行う。開発したシステムは(株)まちづくり松山で独立運営することを目的とする。

具体的には、松山中央商店街の販売促進を目的として、(株)まちづくり松山が年間約1,500万円分発行している「商店街お買物券(以下、お買物券)」を電子お買物チケットに移行。従来、券面の500円もしくは1,000円単位でしか利用できなかったお買物券を、1円相当から利用できる共通ポイントへも交換可能とする。また、利用に応じて景品として発行する共通ポイントも、合わせて決済に利用できることとする。このシステムを利用するための認証方法として、①IC型ポイントカード、②スマートフォンアプリ、③異形状媒体(シール、リストバンド、キーホルダータイプなど、カード形状以外の媒体)を発行。利用者は任意で認証方法を選択することができる。利用者には、消費や来街に応じて共通ポイントを発行。さらに、利用者が商店街エリアでウォーキングを行い、一定以上の個所で専用の端末をタッチすることでポイントが付与される「健康システムポイント」を発行するシステムを開発する。

#### 2. 業務内容

##### (1)システム基盤の設計・開発

###### 【1-1】システム全体の設計

システム全体の設計を行い、仕様概要書を作成する。

###### 【1-2】全機能の定義

全機能の定義を行い、定義書を作成すること。

###### 【1-3】APIの概要を定義

サーバサイドAPIの仕様を決め、API仕様書(概要版)を作成すること。

###### 【1-4】全画面の設計

店舗用のアプリ、利用者用のアプリ、管理系画面の画面構成(ワイヤー)を作成

する。デザイナーに引き継ぐための資料となるため、デザイン性は考慮せず各画面に必要なパーツを作成する。ただし、量産タイプの画面は省略する。

#### 【1-5】サーバ設計・ネットワーク設計

サーバエンジニア、ネットワークエンジニアがサーバ構築・ネットワーク構築を行うための設計書を作成する。ネットワーク設計では、通信の安全性を確保するために暗号化強度は 128bit 以上の通信、店舗端末とサーバ間は閉域網によるセキュアな通信、店舗端末においてはクライアント認証による端末証明を行えるように設計すること。

#### 【1-6】セキュリティ方針、障害時対応の設計

システム全体のセキュリティ方針を策定する

セキュリティポリシーと障害時対応マニュアルを作成する。

#### 【1-7】カスタマージャーニーの設定

利用者の年代を想定したペルソナ設定、カスタマージャーニーマップの作成を行い、利用者が使いやすいデザインを行うための基礎資料とする。

### (2)データベースの設計・開発

データベースの設計、構築、最適化を行う。

データベースで管理する主要なデータ項目は以下の通り。

- 利用者情報
- 店舗情報
- カード情報
- 電子マネーの決済データ
- 地域共通ポイントの決済データ
- 地域お買い物券の決済データ
- 健康ポイントの決済データ

その他のデータ項目は、システム設計上必要なデータを適宜管理する。

### (3)バリュー管理システム（サーバサイド）

サーバ上にセキュアな API の設計を行い、以下の項目のサーバ側 API の詳細を定義、実装する。

- 利用者認証
- 加盟店認証
- IC カード認証
- アプリ認証

- 電子マネー
- 地域共通ポイント
- 地域お買い物券
- 健康ポイント

成果物として以下を提出すること。

- API 設計書（詳細版）

#### (4) スマホおさいふアプリ（消費者側スマートフォン用）

消費者がスマートフォンで利用するおさいふアプリを開発すること。

##### 【4-1】デザイン

店舗側、消費者側の双方にとって使い勝手が良いものになるよう、ユーザーエクスペリエンスを配慮した画面デザインを行うこと。

成果物として以下を提出すること。

- UI/UX 設計書
- モックを複数案作成
- アプリ画面のデザイン（デザインデータを含む）
- アイコン、サムネイルアプリのストア登録に必要な画像素材を提供

##### 【4-2】iPhone アプリ

iPhone 用のネイティブアプリを開発すること。

必要な機能は、

- QR コードによる決済機能
- チャージ用 QR コードの表示機能

※外部電子マネーシステムによりチャージするためのインターフェース

- 残高確認機能（電子マネー、地域共通ポイント、地域お買い物券）
- 利用履歴確認機能（電子マネー、地域共通ポイント、地域お買い物券）
- 個別設定機能

また、発注者の求めに応じて Apple ストア審査通過のための助言、情報提供、および Apple ストアへの申請手続きを行うこと。

成果物として以下を提出すること。

- アプリ機能設計書
- iPhone アプリ（ソースコード、実行ファイル）
- 操作マニュアル

##### 【4-3】Android アプリ

Android 用のネイティブアプリを開発すること。

必要な機能は、

- QR コードによる決済機能
  - チャージ用 QR コードの表示機能
- ※外部電子マネーシステムによりチャージするためのインターフェース・残高確認機能  
(電子マネー、地域共通ポイント、地域お買物券)
- 利用履歴確認機能 (電子マネー、地域共通ポイント、地域お買物券)
  - 個別設定機能

また、発注者の求めに応じて Google Play 審査通過のための助言、情報提供、および Google Play ストアへの申請手続きを行うこと。

成果物として以下を提出すること。

- アプリ機能設計書
- Android アプリ (ソースコード、実行ファイル)
- 操作マニュアル

(5)業務アプリ開発 (店舗専用 Android タブレット端末用) および指認証システムとの連携

#### 【5-1】店舗専用業務システム

店舗専用業務システムを開発すること。(画面デザインを含む)

タブレット端末は、発注者指定の機種とする。

必要な機能は、

- ためる IC カード、アプリ (QR)
  - 外部チャージ連携 IC カード、アプリ (QR)
- ※外部電子マネーシステムによりチャージするためのインターフェース
- つかう IC カード、アプリ (QR)
  - 発行 IC カード
  - 残高照会 IC カード、アプリ (QR)

成果物として以下を提出すること。

- UI/UX 設計書
- モックを複数案作成
- アプリ画面のデザイン (デザインデータを含む)
- アプリ機能設計書
- Android アプリ (ソースコード、実行ファイル)
- 操作マニュアル

なお、店舗専用業務システムはストア登録しないものとする。

#### 【5-2】指紋認証システム

来街者が指紋認証ができる API および SDK を開発すること。

必要な機能は、

- 指紋登録 API
- 指紋照会 API (一度に照会できる登録済み指紋数は無制限とする。照会時間は1指紋につき2秒以内)

- 指紋認証 SDK

成果物として以下を提出すること。

- API 設計書
- 機能設計書

#### (6)カード発行・管理システム (Web ベースの運営者用管理システム)

Web ベースの運営者用の管理システムを開発すること。

必要な機能は、

- カード発行管理 (カード (電子マネー+共通ポイント) と個人情報の登録)
- ポイント残高参照機との連動プログラム
- 精算処理
- 精算書の発行

カード発行・管理システムの成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

#### (7)店舗用管理画面・商店街組合用管理画面 (Web ベース、または業務タブレットベース)

##### 【7-1】 店舗用管理画面

店舗が自社の決済履歴等を確認できるシステムを開発すること。

必要な機能は、

- ログイン
- 運営からのお知らせ閲覧
- 利用履歴照会
- 精算書照会

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

##### 【7-2】 商店街組合用管理画面

商店街組合が組合原資のお買物券の決済履歴等を確認できるシステムを開発すること。

必要な機能は、

- ログイン
- 運営からのお知らせ閲覧

- 電子お買い物券の精算状況確認画面
- 利用履歴照会
- 精算書概要照会  
成果物として以下を提出すること。
- 機能設計書
- 操作マニュアル

#### (8)保守運用管理画面（Web ベース保守管理画面）

運営保守担当者がシステム全体と決済端末を管理、サポート担当者がサポート履歴を記録するためのシステムを開発すること。

##### 【8-1】 運営管理

運営保守担当者がシステム全体を管理するためのシステムを開発すること。

必要な機能は、

- ログイン
- お知らせの送信
- 店舗情報管理
- 商店街組合情報管理
- 利用者情報管理
- カード紛失・盗難時のカード停止処理
- カード再発行
- カードとアプリの連結管理

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

##### 【8-2】 決済端末管理

運営保守担当者が店舗用決済端末を管理するためのシステムを開発すること。

必要な機能は、

- ログイン
- タブレット端末、レシートプリンタ、タブレットスタンド、SIM カードの管理

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

##### 【8-3】 サポート管理

サポート担当者がサポート履歴を記録するためのシステムを開発すること。

サポートは、電話サポート、メールサポート、訪問・来店サポートを含む。

過去の記録が、サポート対象ごとにまとめて閲覧できること。

サポート担当者がモバイルで利用するケースも想定すること。

必要な機能は、

- ログイン
- 店舗ごとのサポート記録
- 利用者ごとのサポート記録
- 組合ごとのサポート記録

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

#### (9)結合テスト

発注者と協議の上、必要十分なテストを実施すること。

##### 【9-1】 テスト仕様書作成

テスト仕様書を作成すること。

成果物として以下を提出すること。

- テスト仕様書

##### 【9-2】 結合テスト

以下のテストを実施すること。

- シナリオテスト
- セキュリティテスト
- 性能テスト
- 負荷テスト
- 障害許容性テスト

成果物として以下を提出すること。

- テスト結果報告書（テストで不可となったものは、その後の修正対応記録も添付すること）

#### (10) クラウド基盤の設置調整

「【1-5】 サーバ設計・ネットワーク設計」を元に、クラウド上に必要な基盤（サーバ群）を設置すること。

必要な作業は、

- サーバ群の設置
- パフォーマンス調整

- セキュリティ調整

成果物として以下を提出すること。

- クラウド基盤の設置手順書
- クラウド基盤の調整手順書

#### (11)開発プロジェクトマネジメント

信頼性・安全性、快適性、拡張性を担保しつつ、納期までに開発が完了するよう進行管理および調整業務を行うこと。

##### 【11-1】 進行管理

各種開発の進行管理を行うこと。

開発担当者間の調整業務を行うこと。

発注者の求めに応じて、進行状況を確認できる資料を随時作成すること。

#### (12)ポイントカード発行プログラム

ポイントカード（ICカード）に関する設計開発を行うこと。

##### 【12-1】 カードID設計

ポイントカード（ICカード）の内部に保存するデータ、裏面に表示する番号等のカード設計を行うこと。

成果物として以下を提出すること。

- カード設計書

##### 【12-2】 システム開発

ポイントカード（ICカード）の

なお、ポイントカード発行プログラムはカード印刷会社に設置しても良い。

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書

#### (13)健康ポイントシステム

来街者が指紋で来街ポイントを取得出来るシステムを開発すること。

##### 【13-1】 サーバサイド開発

必要な機能は、

- サーバサイドAPI開発

成果物として以下を提出すること。

- API設計書

### 【13-2】専用端末プログラム開発

SDK 利用を利用し端末上で動作するプログラムを開発すること。(画面デザインを含む。)

必要な機能は、

- 指紋登録機能
- ポイント蓄積機能
- 指紋解除機能

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- UI/UX 設計書
- モックを複数案作成
- アプリ画面のデザイン (デザインデータを含む)
- 操作マニュアル

### 【13-3】運用管理システム

健康ポイントの運用管理システムを開発すること。

必要な機能は、

- 指紋認証端末管理
- 指紋認証決済端末のメニュー設定
- 利用状況管理

成果物として以下を提出すること。

- 機能設計書
- 操作マニュアル

## 3. 業務期間

契約日～平成31年3月10日

## 4. 条件

- (1) 契約形態  
請負方式とする。
- (2) 成果物・納品物  
仕様書に記載のとおり。
- (3) 支払条件  
契約後、着手金を支払いし、成果物納品後、請求書受領月の翌月末(遅くとも3月29日)までに残額を支払うこととする。
- (4) 支払方法  
指定金融機関への口座振込みとする。
- (5) 秘密保持  
本業務で得た情報等に関する秘密は遵守する。

5. その他

記載なき事項は、双方協議し決定するものとする。

まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業に係るシステム設計・開発業務 対象場所



決済端末設置範囲

主たる範囲：松山大街道商店街・大街道中央商店街・松山銀天街第一商店街・松山銀天街商店街・まつちかタウン

利用者の回遊性を見込み、設置する範囲：上記5つの商店街周辺

※松山市中心市街地活性化基本計画エリアを前提とする。